

1 主な独占禁止法第8条第1号を適用した排除措置命令事案

件 名 措置年月日	内 容
平成27年（措）第1号 網走管内コンクリート製品協同組合に対する件 （平成27年1月14日）	特定コンクリート二次製品について、需要者ごとに契約予定者として組合員等のうち1社を割り当て、その販売価格に係る設計価格からの値引き率を制限する決定をしていた。
平成26年（措）第5号 一般社団法人吉川松伏医師会に対する件 （平成26年2月27日）	会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた。

2 主な価格カルテルに関する警告事案

件 名 公表年月日	内 容
ホテルの運営事業者に対する件 （令和7年5月8日）	15社がそれぞれ運営するホテルは、相互に、毎月の客室稼働率、客室平均単価、販売可能な客室1室当たりの収益、将来の予約状況、将来の客室単価の設定方針等の情報を交換していた。
中部電力ミライズ株式会社及び東邦瓦斯株式会社に対する件 【家庭用の都市ガス等及びFIT制度による電気の買取期間満了後の電気の買取】 （令和6年3月4日）	中部電力2社（中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）及び中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」という。）※1）及び東邦瓦斯株式会社（以下「東邦瓦斯」という。）は、①東邦瓦斯の都市ガス供給区域における家庭用の都市ガス及び電気の小売供給に係る取引について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の料金より値下げしないことを求め、②中部電力の電気供給区域におけるFIT制度※2による電気の買取期間満了後の電気の買取りに係る取引について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の買取価格よりも大幅に上回るものにしないことを求めて、同分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。 ※1 中部電力ミライズは、令和2年4月1日に、中部電力から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力は、同日以降、同事業を営んでいない。 ※2 再生可能エネルギーを用いて発電された電気を一定の期間及び価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

② この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

- 一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団
- 二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団
- 三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

③～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

- 一 当該行為をした事業者
- 二～四 （略）

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一～四 （略）

②・③ （略）

〔不当な取引制限に係る課徴金の調査協力減算〕

第七条の五 公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮し

て、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一・二 （略）

②～⑪ （略）

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～五 （略）

〔排除措置〕

第八条の二 （略）

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

③ （略）

〔事業者団体の構成事業者に対する課徴金及び課徴金の減免〕

第八条の三 第二条の二（第十四項を除く。）、第七条の二、第七条の四（第四項第二号及び第三号を除く。）、第七条の五、第七条の六並びに第七条の八第一項、第二項及び第六項の規定は、第八条第一号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（中略）

第七条の二第一項各号列記以外の部分	事業者が	事業者団体が
	事業者に	事業者団体の特定事業者に

（中略）

第七条の五第一項各号列記以外の部分	行つた事業者	行つた特定事業者
	報告等事業者	特定報告等事業者

（略）

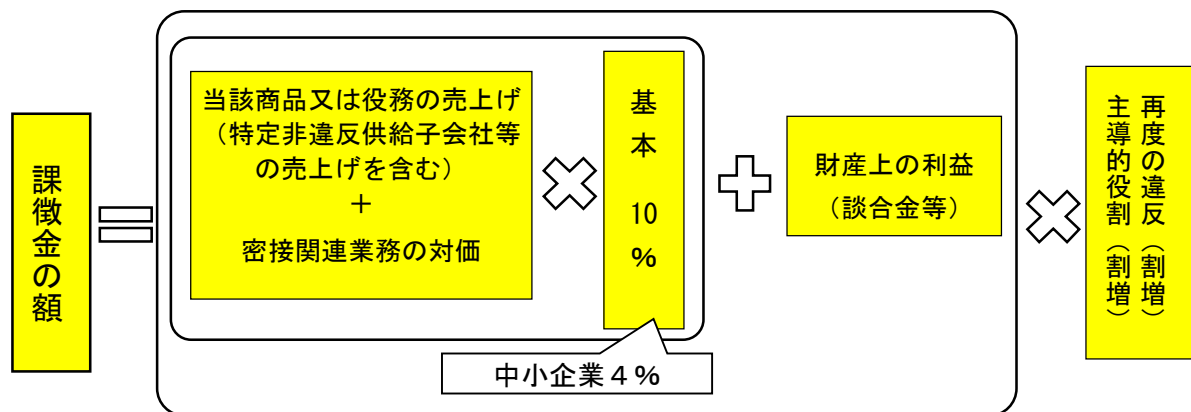
4 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者団体がカルテル・談合をした場合、当該事業者団体の構成員（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。以下「特定事業者」という。）に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項、第8条の3）。

(2) 課徴金額の計算

カルテル・談合の実行期間中の特定事業者及びその特定非違反供給子会社等の対象商品又は役務の売上額又は購入額及び違反行為の実行期間における密接関連業務^(注1)の対価の額に相当する額を基に、特定事業者の規模に応じて定められた課徴金算定率を乗じた額と違反行為の実行期間において得た談合金等^(注2)に相当する額を合計して計算する^(注3)。また、再度の違反^(注4)又は主導的役割^(注5)のいずれかに該当する場合には、合計して計算された額を5割増しとし、いずれにも該当する場合には合計して計算された額を10割増しとする。



(注1) 対象商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う、商品又は役務の供給であって、他の違反行為者等が対象商品・役務を供給するために必要とされるもの。

(注2) 対象商品又は役務を供給しないこと等に関して得た財産上の利益（第7条の2第1項第4号、第8条の3）。

(注3) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書、第8条の3）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の8第2項、第8条の3）。

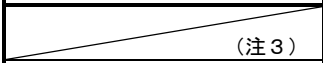
(注4) 「再度の違反」の割増しは、調査開始日から遡り10年以内に、①課徴金納付命令等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、②その完全子会社が課徴金納付命令等（当該命令等の日において完全子会社の関係にある場合に限る。）を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、③合併、事業譲渡又は事業分割の相手方である事業者が課徴金納付命令等を受けた事業者（当該合併、事業譲渡又は事業分割の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、に対して適用される。ただし、調査開始日から遡り10年以内に受けた課徴金納付命令が確定していない場合はこの限りではない（第7条の3第1項）。

(注5) 「主導的役割」の割増しは、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の3第2項）。

(3) 課徴金減免制度及び調査協力減算制度

事業者団体の特定事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の4第1項～第3項、第8条の3）。

また、課徴金減免制度による課徴金額の減免に加えて、調査協力減算制度の適用を受ける特定事業者については、特定事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じ、課徴金額が減算される^(注1・2)（第7条の5第1項～第3項、第8条の3）。

調査 開始	申請順位	申請順位に応じた 減免率	+	事件の真相の解明に資する 程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	=	適用される 減免率
前	1 位	全額免除		 (注 3)		全額免除
	2 位	2 0 %		最大 4 0 %		最大 6 0 %
	3 ～ 5 位	1 0 %				最大 5 0 %
	6 位以下	5 %				最大 4 5 %
後	最大 3 社 (注 4)	1 0 %		最大 2 0 %		最大 3 0 %
	上記以下	5 %				最大 2 5 %

- (注 1) 報告した事実又は提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど減免失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない(第 7 条の 6、第 8 条の 3)。
- (注 2) 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる(第 7 条の 4 第 4 項、第 8 条の 3)。
- (注 3) 調査開始日より前に 1 番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。
- (注 4) 調査開始日以後の申請者のうち 3 番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち 5 番目以内である場合に限る。